

# 遺族基礎年金 お手続きガイド



## 手続きに必要な要件などのご確認

遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。



## 年金の受取り内容のご確認

遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。



年金額はいくら？



いつからいつまで？



## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。



必要書類リスト



## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。



説明事項のご確認

紫

余白

# 遺族基礎年金 お手続きカード



## 手続きに必要な要件などのご確認

遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

⇒ お手続きカードNo. 1,2,3,4,5,10,11



## 年金の受取り内容のご案内

遺族基礎年金の年金額などをご確認いただきます。

年金額はいくら？

⇒ お手続きカードNo. 6

いつからいつまで？

⇒ お手続きカードNo. 7,8,9



## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

⇒ 必要書類リスト

⇒ お手続きカード 請求書等記入例



## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

⇒ 説明事項のご確認

⇒ お手続きカードNo.12

# 一目次一

カード NO.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	<b>年金を受け取るための3つの要件</b>	●全ての者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遺族の要件</li> <li>■ 亡くなった方の被保険者等要件</li> <li>■ 亡くなった方の保険料納付要件</li> </ul>
2	<b>遺族の要件</b>	●死亡者の配偶者 ●死亡者の子	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子のある配偶者とは</li> <li>■ 子とは</li> </ul>
3	<b>亡くなった方の被保険者等要件</b>	●遺族の要件を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期要件</li> <li>■ 長期要件</li> </ul>
4	<b>亡くなった方の保険料納付要件</b>	(短期要件に該当する場合) ●遺族の要件を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3分の2以上納付（原則）</li> <li>■ 直近1年間に未納がない（特例）</li> <li>■ 保険料納付済期間</li> <li>■ 保険料免除期間</li> </ul>
5	<b>生計維持・同一関係とは</b>	●死亡者の配偶者 ●死亡者の子	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子のある配偶者の生計維持・同一関係の認定要件</li> <li>■ 子の生計維持関係の認定要件</li> </ul>
6	<b>いくら？ - 年金額の計算 -</b>	●全ての者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子のある配偶者が受け取れる年金額</li> <li>■ 子が受け取れる年金額</li> </ul>
7	<b>いつから受け取れる？</b>	●全ての者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いつからいつまで受け取れるのか</li> <li>■ いつから入金されるか</li> </ul>
8	<b>支給が停止される場合</b>	●受給要件を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは</li> <li>■ 子の支給が停止される場合とは</li> </ul>
9	<b>いつまで受け取れる？</b>	●受給要件を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子のある配偶者</li> <li>■ 子</li> </ul>
10	<b>死亡の推定と失踪宣告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3ヵ月間生死が分からぬ者の配偶者または子</li> <li>●3ヵ月以内に死亡が明らかになつたが、死亡の時期が分からぬ者の配偶者または子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 死亡の推定</li> <li>■ 失踪宣告</li> <li>■ 要件判定日</li> </ul>
11	<b>交通事故等による死亡の場合の支給停止期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第三者行為により死亡した者の配偶者</li> <li>●第三者行為により死亡した者の子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受け取れなくなるケース</li> <li>■ 支給停止される金額</li> </ul>
12	<b>請求後の流れ</b>	●請求書を提出した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年金の決定と受取り</li> </ul>
13	<b>複数の年金を受け取る権利があるとき</b>	●複数の年金受給権を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき</li> </ul>

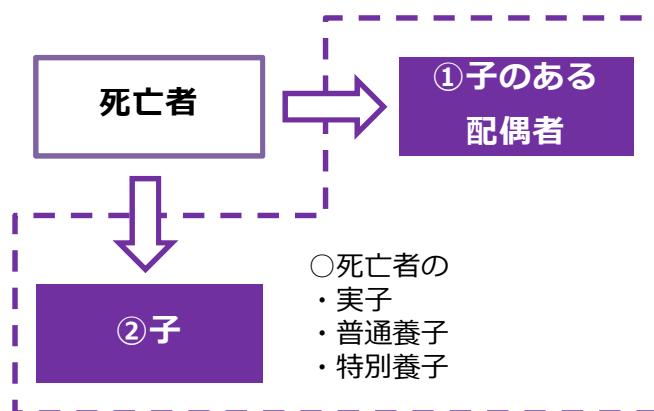
# No.1-1 年金を受け取るための3つの要件

## ✓ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持していた次の遺族が受け取ることができます。

### ①子のある配偶者 (※)

### ②子



⇒ 遺-No.2

(※) 亡くなった方が妻である場合には、平成26年4月1日以後の死亡によるものに限られます。

- ↓ : 生計維持関係
- : 生計同一関係のみ

## ✓ 亡くなった方の被保険者等要件

死亡日において、亡くなった方が次のいずれかに該当するときに、遺族が受け取ることができます。

ただし、次の1または2に該当する場合には、亡くなった方の保険料納付要件を満たす必要があります。

1 国民年金の被保険者である間に死亡したとき

2 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき

3 老齢基礎年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき (※)

⇒ 老-No.1

4 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき (※)

⇒ 老-No.1

(※) 38ページの（参考）特例1～4に該当する場合は、受給資格期間が25年以上あるものとみなされます。

⇒ 遺-（参考）

# No.1-2 年金を受け取るための3つの要件

## ✓ 亡くなった方の保険料納付要件

### 3分の2以上納付（原則）

- 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、3分の2以上の期間、納付済か免除されていた方。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、納付猶予等を含む）の合計です。

⇒ 遺-No.4

例

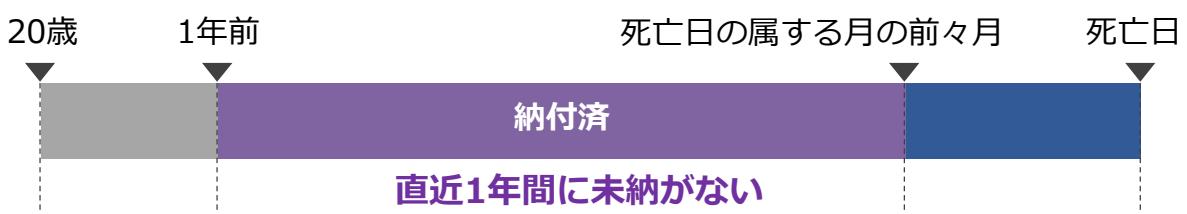


（注1）死亡日が平成3年4月30日までの場合は、「死亡日の属する月の前々月まで」が「死亡日の月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となります。

### 直近1年間に未納がない（特例）

- 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月まで（注2）の直近の1年間に保険料の未納がない方。
- 平成38年3月31日以前に亡くなった方。

例



（注2）死亡日において国民年金の被保険者でない方は、死亡日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。

（注3）65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

# No.2-1 遺族の要件

## ✓ 子のある配偶者とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する配偶者が受け取ることができます。ただし、死亡日において、次のいずれかに該当する子と生計を同じくしていた必要があります。（図1）

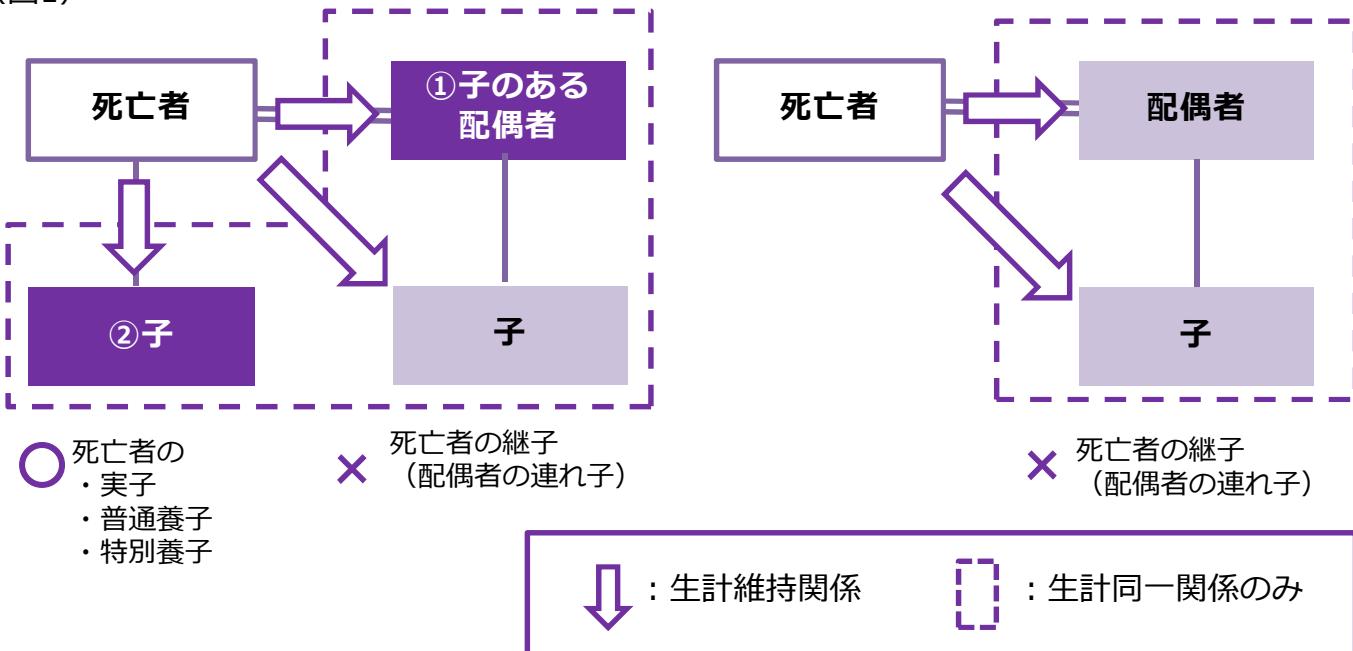
- 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

### 子のある配偶者に該当する例と留意点

- ・配偶者には、亡くなった方と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ・子は、亡くなった方の法律上の子（血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子）に限ります。事実上の子（配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など）は、子に含まれません。（図1）
- ・死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされます。そして、配偶者は、死亡日において、その子と生計を同じくしていたものとみなされ、その子の出生と同時に将来に向かって受給権を取得します。

⇒ 遺族の範囲

（図1）



## No.2-2 遺族の要件

### ✓ 子とは

死亡日において、亡くなった方によって生計を維持する子が受け取ることができます。子は次のいずれかに該当する必要があります。（図2）

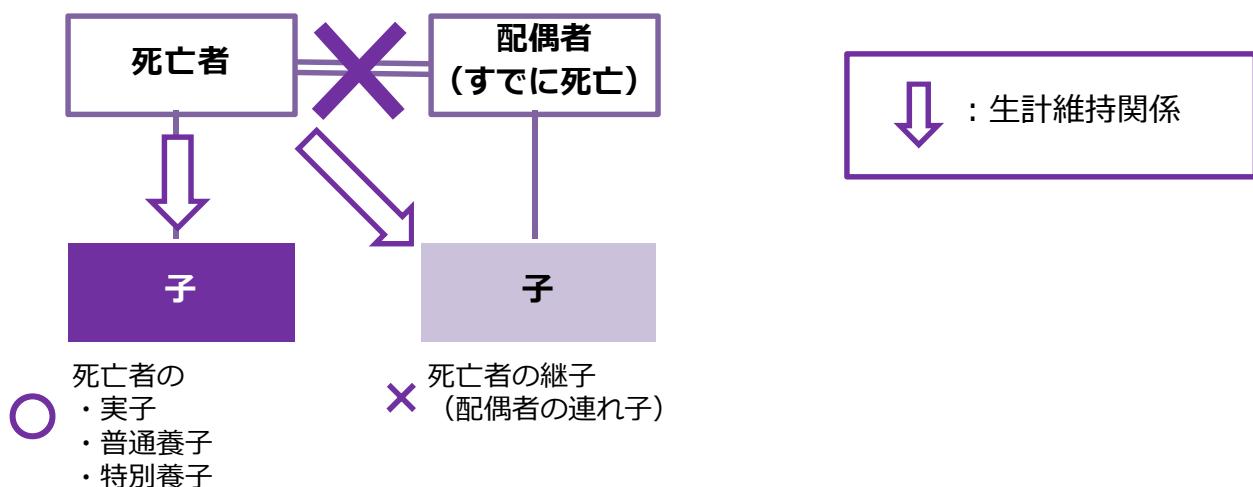
- 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

#### 子に該当する例と留意点

- 子は、亡くなった方の法律上の子（血縁関係のある実子、養子縁組した子、認知された子）に限ります。事実上の子（配偶者の連れ子であって亡くなった方と養子縁組していない子など）は、子に含まれません。（図2）
- 死亡日において胎児であった子が生まれたときは、その子は、亡くなった方によって生計を維持するものとみなされ、出生と同時に将来に向かって遺族基礎年金を受け取ることができる「子」とされます。

⇒ 遺族の範囲

（図2）



# No.3-1 亡くなった方の被保険者等要件

## ✓ 短期要件

次のいずれかに該当する場合には、「亡くなった方の保険料納付要件」を満たしている必要があります。

⇒ 遺-No.4

- ・国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ・国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき

### 参考1：遺族厚生年金における短期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ・厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ・障害厚生年金1級または2級を受け取ることができる方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

### 参考2：国民年金被保険者の種類

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者 (厚生年金 被保険者)	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

# No.3-2 亡くなった方の被保険者等要件

## 長期要件

⇒ 老-No.1

- 老齢基礎年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき（※）
- 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき（※）

（※）38ページの（参考）特例1～4に該当する場合は、受給資格期間が25年以上あるものとみなされます。

⇒ 遺-（参考）

### 参考3：遺族厚生年金における長期要件

亡くなった方が次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- 老齢厚生年金を受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）が死亡したとき
- 受給資格期間が25年以上である方が死亡したとき

遺族厚生年金を受け取る要件に該当する場合には、年金事務所が請求窓口になります。

# No.4-1 亡くなつた方の保険料納付要件

- 原則または特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- 死亡日以後、保険料の納付や免除申請をしても、納付要件の判定の対象に入りません。
- あくまでも死亡日の前日における納付状況に基づき要件判定がされます。

## 3分の2以上納付（原則）

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、3分の2以上の期間納付済か免除されているか否かを判定します。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、納付猶予等を含む）の合計です。

例：納付要件を満たす場合（平成24年7月20日に20歳到達）

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H24				納	納	納	納	未	納	納	納	納
H25	未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免
H26	免	免	免	未	未	納	納	未	未	未	未	納
H27	納	納	納	納	納	納	納	死亡日				

※ 死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間が39ヶ月、免除+納付済が30ヶ月であり、要件を満たす。

	: 保険料納付済みの月
	: 保険料が免除された月
	: 保険料が未納の月
	: 未加入期間

# No.4-2 亡くなった方の保険料納付要件

## 直近1年間に未納がない（特例）

次のすべての要件を判定します。

- 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない
- 平成38年3月31日以前に死亡

65歳以上の特例高齢任意加入をしている被保険者が亡くなった場合には、上記要件は適用されず、「3分の2要件」のみが適用されます。

### 例1：死亡日が平成3年5月1日以後の場合

平成28年								平成29年											
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
未	未	未	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	納	未		
直近1年間に未納期間がない																			

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

### 例2：平成28年11月20日に20歳に到達、平成29年9月10日に死亡した場合

平成28年								平成29年											
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
/	/	/	/	/	/	/	/	免	免	免	免	納	納	納	納	未			
直近1年間に未納期間がない																			

※ 死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

### 例3：死亡日が60歳以後の場合

平成28年								平成29年											
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
未	納	納	納	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納						
直近1年間に未納期間がない																			

※ 死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。

# No.4-3 亡くなつた方の保険料納付要件

## 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

### 保険料納付済期間とは？

- ・第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
  - ・国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
  - ・保険料免除期間について保険料を追納した期間
  - ・保険料未納期間について保険料を後納した期間
  - ・時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
- 
- ・第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
  - ・昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- 
- ・第3号被保険者期間  
※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

# No.4-4 亡くなつた方の保険料納付要件



## 保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

### 1. 保険料免除期間

#### ①法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

⇒ 加免-No.18

#### ②申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

⇒ 加免-No.16

### 2. 納付猶予期間

#### ①学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

⇒ 加免-No.17

#### ②納付猶予

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。

世帯主の所得は考慮されません。

⇒ 加免-No.16

# No.5-1 生計維持・同一関係とは



## 子のある配偶者の生計維持・同一関係の認定要件

子のある配偶者と死亡者が、死亡日において生計を同一にしており、配偶者の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

### 子のある配偶者と死亡者の生計維持関係の認定要件

生計同一  
要件  
いずれか

かつ

収入要件  
いずれか

- ① 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子のある配偶者が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子のある配偶者と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子のある配偶者が次のいずれかに該当したとき
- ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
- イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
- (i) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
- (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

- ① 死亡日において子のある配偶者の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子のある配偶者の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子のある配偶者の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子のある配偶者の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

# No.5-2 生計維持・同一関係とは

## 子のある配偶者と子の生計同一関係の認定要件

生計同一  
要件  
いずれか

- ① 死亡日において子がある配偶者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子がある配偶者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と子のある配偶者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
  - ア 死亡日において子のある配偶者と起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
  - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
    - (i) 子のある配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
    - (ii) 子のある配偶者との間に定期的に音信、訪問があったこと

### 事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

# No.5-3 生計維持・同一関係とは



## 子の生計維持関係の認定要件

死亡日において子と死亡者が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一  
要件  
いずれか

- ① 死亡日において子が死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において子が死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において子と死亡者の住所が住民票上異なっていたが、子が次のいずれかに該当したとき
  - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
  - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
    - (i) 死亡者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
    - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件  
いずれか

- ① 死亡日において子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において子の一時的な所得があったときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において子の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

余白

# No.6-1 いくら？－年金額の計算－

## 子のある配偶者が受け取れる年金額 (平成30年度の額)

**基本額 (年額) 779,300円+子の加算額**

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

### <子の加算額>

#### 1人目、2人目の子：

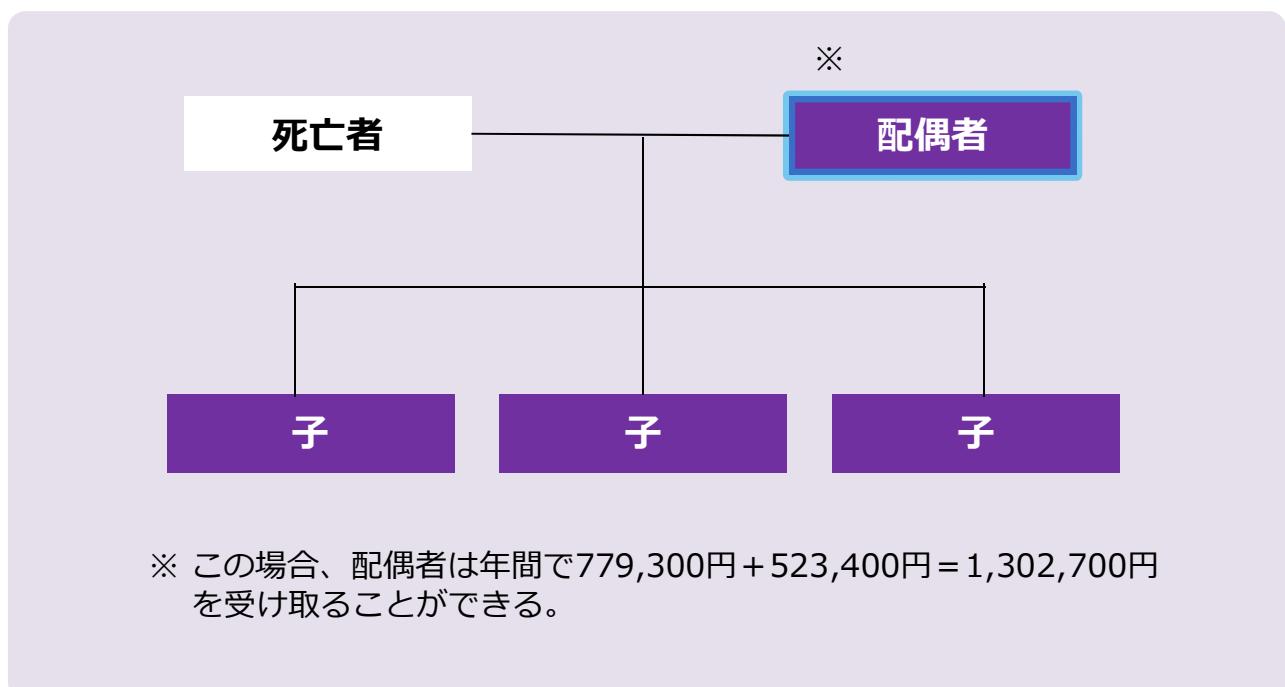
1人につき年額224,300円 (月額18,692円)

#### 3人目以後の子：

1人につき年額74,800円 (月額6,233円)

子の人数	基本額	加算額	年額 (月額)
1人		224,300円	1,003,600円 (83,633円)
2人	779,300円	448,600円	1,227,900円 (102,325円)
3人		523,800円	1,302,700円 (108,558円)
4人目以後			1人につき74,800円が加算

例1：子が3人いる配偶者のケース



# No.6-2 いくら？－年金額の計算－

## 子が受け取れる年金額 (平成30年度の額)

基本額 (年額) **779,300円** + 子の加算額  
子の人数

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を、年金を受ける子の数で割った額をそれぞれ受け取れます。

### <子の加算額>

#### 2人目の子：

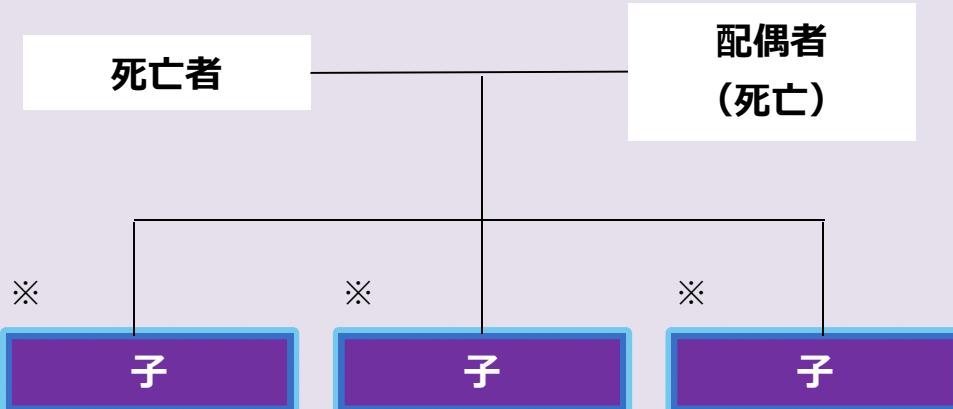
1人につき年額224,300円 (月額18,692円)

#### 3人目以後の子：

1人につき年額74,800円 (月額6,233円)

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人あたりの額 (月額)
1人		0円	779,300円	779,300円 (64,942円)
2人		224,300円	1,003,600円	501,800円 (41,817円)
3人	779,300円	299,100円	1,078,400円	359,467円 (29,956円)
4人目 以後			1人につき74,800円が加算	

例2：子が3人いる配偶者が死亡したケース



※ この場合、子はそれぞれ年間で  $(779,300円 + 299,100円) \div 3 = 359,467円$  を受け取ることができる。

# No.7-1 いつから受け取れる？

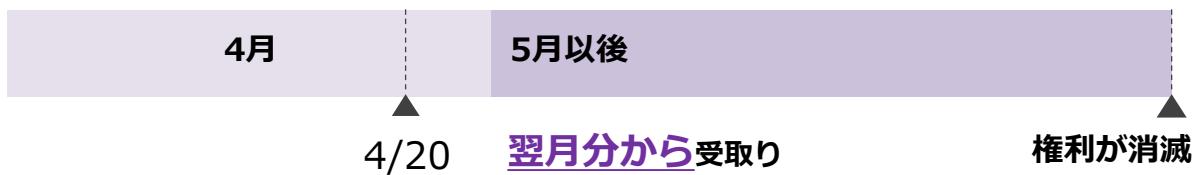
## ✓ いつからいつまで受け取れるのか

⇒ 遺-No.9

亡くなつた方の死亡日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

例：死亡日が4月20日の場合

5月分からの受取りになります。



(注1) 支給停止が解除された場合は支給停止が解除された日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

⇒ 遺-No.8

(注2) 失踪宣告がなされた場合は失踪宣告が確定した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

⇒ 遺-No.10

# No.7-2 いつから受け取れる？

## ✓ いつから入金されるか

### <最初の入金>

- 初回受取り分は、偶数月または奇数月の15日（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

#### 例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



### <通常の入金>

- 偶数月の15日に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。

#### 例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



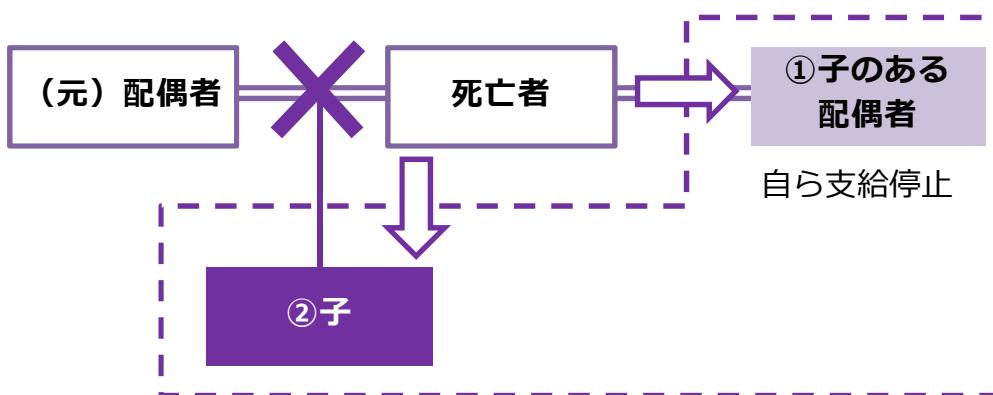
# No.8-1 支給が停止される場合

## ✓ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により、支給が停止されます。

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 子のある配偶者が1年以上所在不明で、その子が支給停止の申請を行ったとき |
| 2 | 子のある配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき（図3）     |
| 3 | 子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき        |

（図3）死亡者の元配偶者との間に子があり、死亡日における配偶者が自ら支給停止の申請を行った場合



：生計維持関係



：生計同一関係のみ

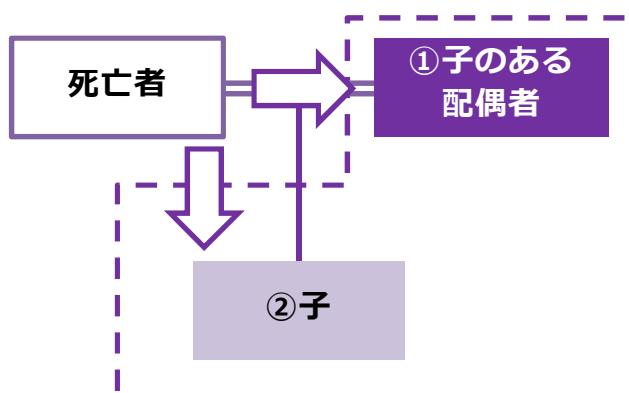
## No.8-2 支給が停止される場合

### ✓ 子の支給が停止される場合とは

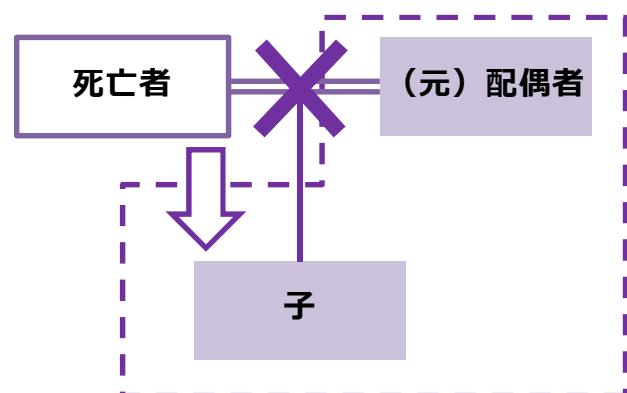
遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により、支給が停止されます。

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| 1 | 子のある配偶者が受給権者であるとき（図4）         |
| 2 | 子の父または母と生計を同一にしているとき（図5）      |
| 3 | 子が1年以上所在不明で、他の子が支給停止の申請を行ったとき |
| 4 | 子が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき         |
| 5 | 子が労働基準法による遺族補償を受けられるとき        |

（図4）



（図5）



：生計維持関係



：生計同一関係のみ

# No.9-1 いつまで受け取れる？

## ✓ 子のある配偶者

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により受け取れなくなります。また、子の状況の変化に応じて、その翌月から加算額が改定されます。

### 配偶者の状況

下記の状況のいずれかに該当したときは、  
その翌月から年金が受け取れなくなります。

1	配偶者が亡くなられたとき
2	配偶者が婚姻をしたとき
3	配偶者が養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
4	子が亡くなられたとき
5	子が婚姻したとき
6	子が養子になったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
7	子が離縁によって亡くなられた方の子でなくなったとき
8	子が18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）（※）
9	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき（※）

（※）平成9年4月1日生まれの子は、18歳到達が平成27年3月31日となるため、平成26年度が18歳到達年度となります。

## ✓ 子

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により受け取れなくなります。

### 子の状況

下記の状況のいずれかに該当したときは、  
その翌月から年金が受け取れなくなります。

1	亡くなられたとき
2	婚姻をしたとき
3	養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子になったときを除く）
4	離縁によって、亡くなられた方の子でなくなったとき
5	18歳到達年度の末日を経過したとき（1級、2級の障害のある子は20歳に達したとき）
6	18歳到達年度の末日を経過後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき

20歳に達したとき = 20歳誕生日の前日

# No.9-2 遺族年金受給者の氏名が変わったとき



## 必要な手続きは？

遺族年金受給者の氏名が変わったときは、過払い防止の観点から、日本年金機構から「遺族年金失権届」及び「氏名変更理由届」が送付されます。受け取った方はいずれかの提出が必要です（法令の定めでは、事実発生日から14日以内の提出が義務づけられています）。

### 年金が受け取れなくなる状況（No.9-1）に

該当している

▶ 遺族年金失権届の提出が必要

該当していない

▶ 氏名変更理由届の提出が必要

（※平成30年3月より新設）

平成30年3月より、日本年金機構（以下「機構」）においては地方公共団体情報システムから提供を受ける氏名変更情報を活用して氏名変更の届出を省略する運用（機構において個人番号収録済の者に限る）を開始しますが、遺族年金のみ過払い防止の観点から上記の取り扱いとなります。

# No.10-1 死亡の推定と失踪宣告

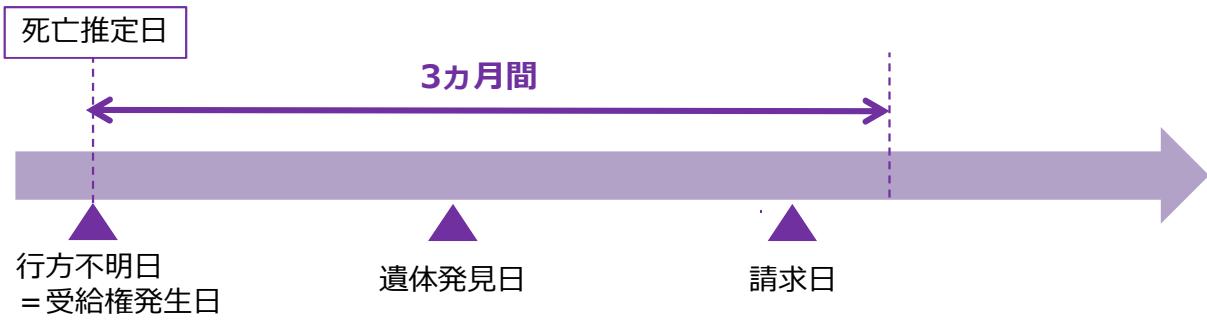
## ✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際、ともに行方不明となった方の生死が3ヶ月間分からない場合または死亡が3ヶ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

### 3ヶ月間生死が分からない場合



### 3ヶ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合



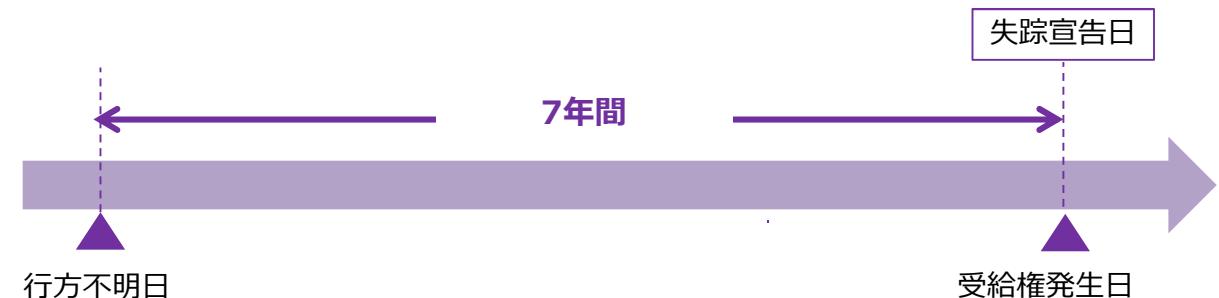
- ※ 東日本大震災により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3ヶ月間分からない場合または死亡が3ヶ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合にも、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

# No.10-2 死亡の推定と失踪宣告

## 失踪宣告

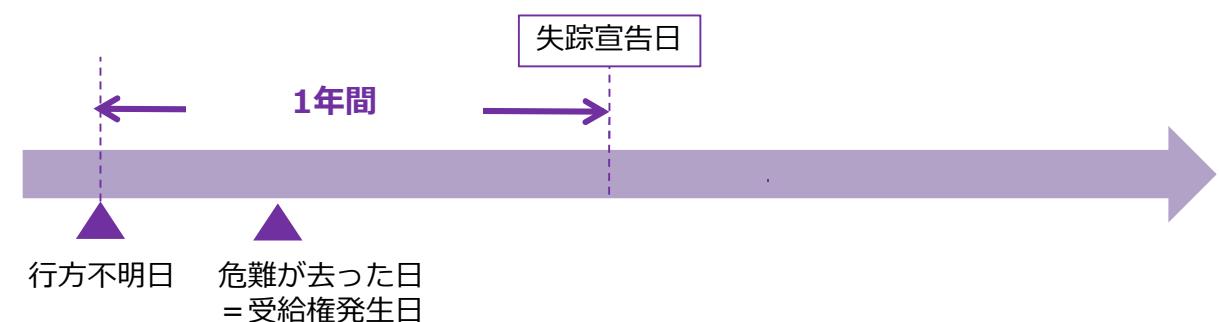
### 普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



### 特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



## 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
遺族の要件（生計維持関係含む）			
亡くなった方の被保険者等要件		行方不明日	
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日		
身分関係			
年齢		失踪宣告日	危難が 去った日
障害状態			

# No.11-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

## 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

### 1. 損害賠償金受取り後に遺族基礎年金の受取りが開始した場合

支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

#### 例1



### 2. 遺族基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。

その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。

#### 例2



## 支給停止される金額

損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

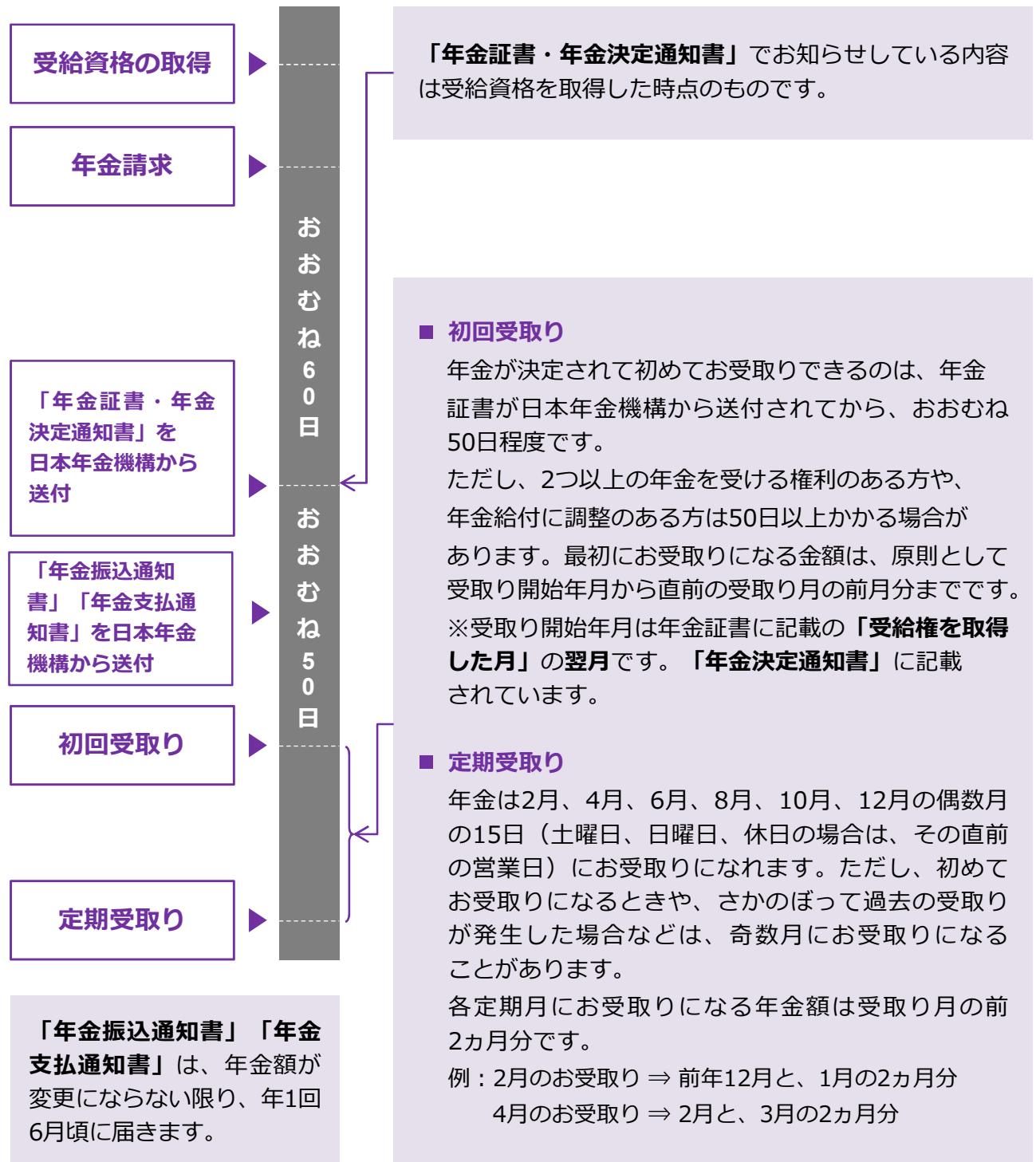
慰謝料、医療費などは対象外です。

余白

# No.12-1 請求後の流れ

## ✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



# No.12-2 請求後の流れ

## ● 年金証書・年金決定通知書

<b>国民年金・厚生年金保険年金証書</b>																																						
年金の種類	基礎年金番号	年金コード																																				
受給権者の氏名																																						
受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月			上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。																																			
年 月 日																																						
<b>厚生労働大臣</b>																																						
<b>見本</b>																																						
<b>I 厚生年金保険 年金決定通知書</b>																																						
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文				厚生年金 厚生年金保険法 第 条の																																		
2. 年金額の内訳																																						
支払開始年月	基本となる年金額(円)	加給年金額または加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)																																	
元号 年 月																																						
支給停止理由		支給停止期間		年 月～ 年 月まで																																		
3. 加入期間の内訳																																						
加入期間	月数	5. 平均標準報酬額等の内容																																				
①厚生年金保険の加入期間	月	厚生年金保険の加入期間の種類			月数																																	
②厚生年金保険の戻時加算期間	月	①平成15年3月までの期間			円																																	
③船員保険の戻時加算期間	月	②平成15年4月以降の期間			円																																	
④沖縄農林期間	月	③平成15年3月までの厚生年金基金期間			円																																	
⑤沖縄免除期間	月	④平成15年4月以降の厚生年金基金期間			円																																	
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月	⑤昭和61年3月までの戻内貿又は船員であった期間			円																																	
⑦旧令共済組合期間	月	⑥昭和61年4月～平成3年3月の戻内貿又は船員であった期間			円																																	
		⑦昭和61年3月までの戻内貿であった厚生年金基金期間			円																																	
		⑧昭和61年4月～平成3年3月の戻内貿であった厚生年金基金期間			円																																	
4. 加給年金額対象者等の内訳																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 2px;">加給年金額対象者</td> <td style="width: 33.33%; padding: 2px;">配偶者</td> <td style="width: 33.33%; padding: 2px;">(区分)子</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">遺族加算区分</td> </tr> </table>						加給年金額対象者	配偶者	(区分)子	遺族加算区分																													
加給年金額対象者	配偶者	(区分)子																																				
遺族加算区分																																						
<b>II 国民年金 年金決定通知書</b>																																						
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文				基礎年金 国民年金法 第 条の																																		
2. 年金額の内訳																																						
支払開始年月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)																																	
元号 年 月																																						
支給停止理由		支給停止期間		年 月～ 年 月まで 加算額対象者 人																																		
3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 16.66%; padding: 2px;">国民年金の保険料納付済期間等</td> <td colspan="2" style="width: 33.33%; padding: 2px;">第1号期間 (国民年金加入期間)</td> <td colspan="2" style="width: 33.33%; padding: 2px;">第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)</td> <td colspan="2" style="width: 33.33%; padding: 2px;">第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">納付</td> <td style="padding: 2px;">月 4分の1 免除</td> <td style="padding: 2px;">月 ( )</td> <td style="padding: 2px;">厚生年金保険</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">月</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">半額免除</td> <td style="padding: 2px;">月 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">(付加)</td> <td style="padding: 2px;">月 4分の3 免除</td> <td style="padding: 2px;">月 ( )</td> <td style="padding: 2px;">共済組合</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 2px;">全額免除</td> <td style="padding: 2px;">月 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)		納付	月 4分の1 免除	月 ( )	厚生年金保険	月	月		半額免除	月 ( )					(付加)	月 4分の3 免除	月 ( )	共済組合	月				全額免除	月 ( )			
国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)																																	
	納付	月 4分の1 免除	月 ( )	厚生年金保険	月	月																																
	半額免除	月 ( )																																				
	(付加)	月 4分の3 免除	月 ( )	共済組合	月																																	
		全額免除	月 ( )																																			
※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の( )内の月数は平成21年4月以降の月数です。																																						
※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。																																						
<b>III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況</b>																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">障害の等級</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">級号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">診断書の種類</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">次回診断書提出年月 年 月</td> </tr> </table>						障害の等級	級号	診断書の種類		次回診断書提出年月 年 月																												
障害の等級	級号																																					
診断書の種類																																						
次回診断書提出年月 年 月																																						
年 月 日																																						
様																																						
上記のとおり決定しましたので通知します。																																						
<b>見本</b>																																						
<b>厚生労働大臣</b>																																						

## No.12-3 請求後の流れ

## ● 年金振込通知書

### ● 年金額改定通知書

国民年金・厚生年金保険		年金額改定通知書		
(この通知書は、年金額を証するものです。大切に保存してください)				
○年金の種類	年金	年金	年金	
基礎年金額		XXXX XXXXX	年金コード	XXXX
■ 基本額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
NNNNNNNN		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
支給停止額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
年金額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
■ 基本額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
NNNNNNNN		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
支給停止額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
年金額		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
合計年金額(年額)		ZZZ,ZZZ,ZZZ,Z9円		
平成27年4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。				
平成 29 年 29 月 29 日		印影	厚生労働大臣	

### ● 統合通知書

# No.12-4 請求後の流れ

## ● 年金支払通知書

年金支払通知書

このお知らせについて

年金証書の基礎年金番号・年金コード	
年金の種類	円
振込先（支払先）	円

裏面【支払額内訳表】の(5)項目の数字に対応しています。

項目	目	
(1) 定期支払額		
(2) 過去分の支払額（一時払）		
控除額	介護保険料額	
	国民健康保険料(税)額	
	後期高齢者医療保険料額	
	所得税額	
個人住民税額		
支払調整額	各支払で調整する額	
(イ) 次回以降のお支払いで調整する額の合計		

(1) 〇毎数月の15日に定期的にお支払いする額です。（15日が休日の場合は、直前の金融機関の営業日です。）  
〇年金は後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払います。

(2) 〇過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別にお支払いする額です。  
〇過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。  
〇差延特別加算金が含まれている場合は、「#」印が表示されています。

(3) 〇保険料(税)額は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。  
〇それいりますが、年金から特別徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いします。

(4) 〇今まで受け取られた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでにお支払いたした年金額を記載しています。  
〇年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しいただくことがあります。  
〇お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくことがあります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けてあらわしています。

見本

厚生労働省  
官署支出官  
厚生労働省年金局事業企画課長

【支払額内訳表】（表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。）

表面【支払額の項目別内訳表】の項目番号の( )数字に対応しています。

(6) 支払対象期間	(7) 月数 カ月	(8) 变更年金額または 変更後年金額 (年額)	(9) 变更前年金額 (年額)	(10) 差引支払年金額 (年額)	(11) 支払額 (年額)

〇今回お支払いする年金の対象月となる期間です。  
〇年金の支払は、5年を過ぎると「時効」によりお支払いできません。(6) 支払対象期間の前に印がある場合は、時効が切れた年金額です。  
〇過去にさかのぼって年金額が変更された場合、変更後年金額と変更前年金額がそれぞれ記載された年金額があります。  
〇支払額は定期支払額の計算の基礎となる年金額です。  
〇(8) 支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金額です。  
〇過去にさかのぼって年金額が変更された場合、変更後年金額と変更前年金額がそれぞれ記載された年間は印の年月以降の分になります。

※ (6) 支払対象期間に、支払調整「〇〇」と記載がある方はこちらをご覧ください。

「〇〇」中の2ケタの番号は、今回のお支払いを加算、減算した理由をあわせています。	調整の理由	調整の理由	
「01」	2つ以上の年金を受け取る権利が発生していることに伴い、さかのぼって選択手続きをしたことにより、前に受け取っていた年金の過払額、あるいは未払額を今回の支払額で調整しています。	「年金受給権者現況届」または「生計維持確認届」の「給付年金額等対象者の欄」に該当する対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を一時差止めています。	
「03」	支払先の金融機関の変更がありましたので(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あらためてお支払いすることになります。	今回の「お支払い」の前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。	
「04」	郵便局でお支払いするための送金通知書の支払期限が過ぎてしましました。そのため、あらためてお支払いすることになります。	「05」	年金の決定内容が訂正がありました。今までにお支払いたした額で調整しています。
「06」	死亡された方が受け取っていた年金の過払額を、今回の遺族基礎年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整しています。	「33」	今までにお支払いたした年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。
「36」	今までにお受け取った年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。	「38」	今までにお受け取った年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

ナビダイヤル 0570-05-1165  
050 から始まる電話でわかる場合は  
03-6700-1165

受付時間  
月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

\*お電話がつながる場合は、翌日以降の開通日以降に午後7:00まで振替を受ける場合です。

\*お電話がつながる場合は、12月29日～1月3日にご利用いただけません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

# No.12-5 請求後の流れ

## ● 支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	

円 今後、あなたにお支払いする年金額は左の太枠内の金額になります。

厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳 2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間	月数	平均標準報酬額 平均標準報酬月額(円)
ア. 基本年金保険の加入期間		ア. 平成15年3月までの期間 (ク、及びキ、ヘ、を除きます)		
イ. 厚生年金保険の終時計算期間		イ. 平成15年4月以後の期間 (エ、を除きます)		
ウ. 兵庫免除期間		ウ. 平成15年3月までの厚生年金特例期間 (ク、及びク、を除きます)		
エ. 被保険者等により厚生年金の被保険者とみなされた期間		エ. 平成15年4月以後の厚生年金特例期間 (ク、及びク、を除きます)		
オ. 旧令共済組合期間		オ. 平成15年3月までの船員であった期間 (ク、及びク、を除きます)		
カ. 平成15年4月以後の船員であった期間		カ. 平成61年3月までの帆内員であった期間 (ク、を除きます)		
キ. 哺乳61年3月までの帆内員であった期間 (ク、を除きます)		キ. 哺乳61年4月から平成3年3月までの帆内員 (ク、を除きます)		
ク. 哺乳61年3月までの帆内員であった期間 (ク、を除きます)		ク. 哺乳61年3月までの帆内員であった 厚生年金特例期間		
サ. 哺乳61年3月までの船員であった期間		サ. 哺乳61年4月から平成3年3月までの船員 であった期間		

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者

( 余 白 )

【 指定厚生年金の届け出の状況 】

次回届出年月
--------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生年金内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が交付された日の翌日から起算して3ヶ月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。なお、この決定に不服がある場合は、この決定の権限を有する地方厚生年金内に審査請求するか、その権限を有する厚生労働省内に再審査請求するかのどちらかの権利を有する者であるべきです。この権利を有する者は、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の決定、以下同じ。)の届出を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。



### 【 厚生年金 】

項目	基本となる年金額 (1)=(4)+(5)+(6) (円)	支給停止額(2) (円)	年金額 (3)=(1)-(2) (円)	変更後の障害等級	該当または不該当となった加給年金対象者 (生年月日) 続・隣

### 【 厚生年金 】

項目	基本額(4) (円)	特別加給金額 又は厚年加算額(5) (円)	加給年金額(6) (円)

項目	決定・変更年月	決 定 ・ 変 更 理 由

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!  
お問い合わせの際は、基礎年金番号を知らせください。  
ナビダイヤル 0570-05-1165  
050 から始まる電話でおかげになる場合は  
03-6700-1165

(受付時間)  
月 曜 日 午前8:30~午後7:00  
火~金曜日 午前8:30~午後5:15  
第2土曜日 午前9:30~午後4:00  
\* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の通常受付時間に午後7:00まで受付  
\* お問い合わせ料金  
\* お日(第二土曜日を除く)、12月29日~1月3日にご利用いただけません。  
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

余白

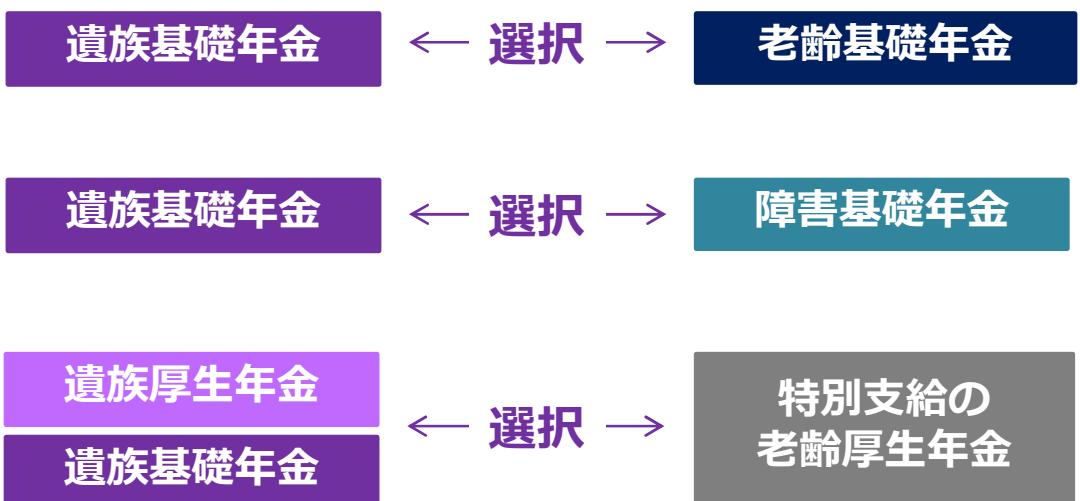
# No.13-1 複数の年金を受け取る権利があるとき

## 遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

遺族基礎年金を受け取ることができる方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

### (例)

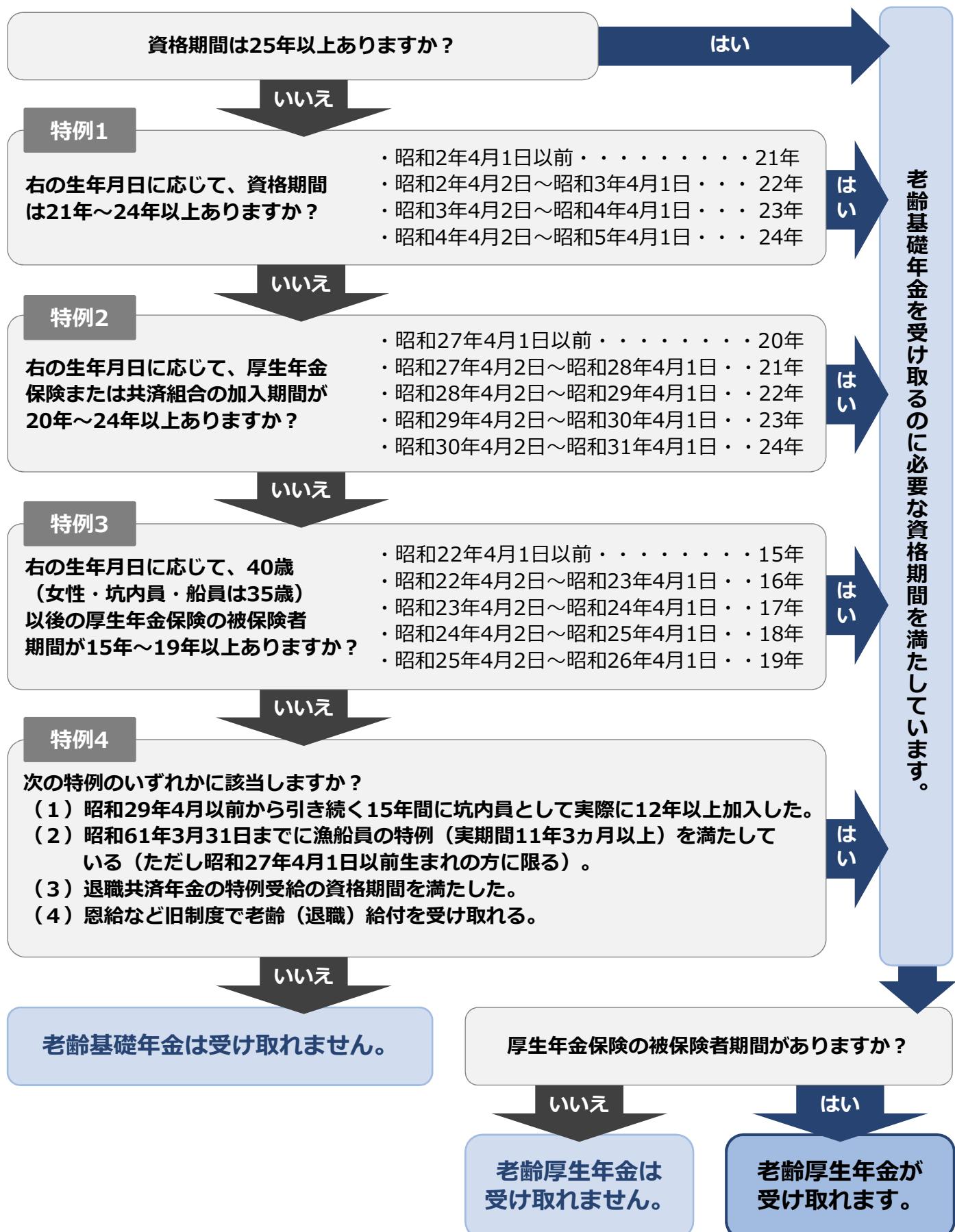


なお、「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けている方が、65歳以上で新たに老齢基礎年金を受けられるようになったときは、遺族基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、老齢基礎年金と遺族厚生年金はあわせて受けることができます。また、この特例は「障害基礎年金と障害厚生年金」を受けられる方にも適用されます。

### (例)



# (参考) 受給資格（平成29年7月31日以前に受給権が発生する方向け）チェックフローチャート





## 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 必ず提出・添付するもの

## ● 年金請求書

- 年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



### ＜以前交付されていた年金手帳＞

### ＜現在交付している年金手帳＞





# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 必ず提出・添付するもの（続き）

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計維持の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）
- 死亡診断書（死体検査書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書

## 生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書
- 収入に関する認定書類

## 第三者証明に代わる書類

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

## 亡くなられた原因が第三者行為の場合に必要な書類

- 第三者行為事故状況届
- 事故証明書
- 損害賠償金の算定書、示談書、自賠責保険等支払書
- 確認書
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類

## 亡くなられた方の子に障害がある場合に必要な書類

- 医師または歯科医師の診断書



# 請求書等記入例 －必要書類を含む－

## 収入に関する認定書類

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書 ※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合
- 子の収入が確認できる書類（義務教育終了前は不要、高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等が必要）

## その他、状況によって必要な書類

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要
- 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っているとき）
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書（受給権発生日の翌日から5年経過したとき）
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書（他の公的年金から年金を受けているとき）

余白



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金請求書記載例

※請求者が2人以上である場合、2人目以降の方については、  
様式110号による請求が必要となります。

届書コード	届書	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）														
7 3 2		○ <input type="checkbox"/> の中に必要事項を記入してください。（★◆印欄には、なにも記入しないでください。） ○黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。 ○フリガナはカタカナで記入してください。 ○この請求書は市区町村役場又はお近くの年金事務所に提出してください。 ○請求者が自ら署名する場合には、押印は不要です。														
年金コード	6 4 5	⑨ 市区町村 ⑩ 年月日 ⑪ 年月日														
※基礎年金番号が交付されていない方は、①、③の欄に個人番号をご記入ください。 ※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。																
死 亡 し た 方	①個人番号（または基礎年金番号）	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0 1 2														
	②生年月日	明・大・昭・平			年	月	日	1	3	5	7	5	4	1	1	1
請 求 者	氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金			タロウ			性別			1.男 2.女					
	④個人番号（または基礎年金番号）	2 4 7 9 1 1 2 3 4 5 1 2														
⑤生年月日	明・大・昭・平			年	月	日	1	3	5	7	5	6	0	4	0	2
⑥氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金			ハナコ			性別			1.男 2.女						
⑦住所の郵便番号	1680071	⑧住所コード	(フリガナ) スギナミ (氏) 杉並			市区町村			⑨ 統柄 妻 1.男 2.女							
⑩ 二次元コード タカイドニシ3-5-24 高井戸西3丁目5番24号																

死 亡 し た 方	過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。												
	厚生年金保険	国 民 年 金											
船員保険													
請 求 者	⑪ 標	ある ない											
	厚生年金保険	国 民 年 金											
船員保険													

年 金 送 金 先	⑫ 年金受取機関		(フリガナ)		ネンキン		ハナコ					
	1. 金融機関	(ゆうちょ銀行を除く)	2. ゆうちょ銀行（郵便局）	口座名義人 氏名	年 金		花 子					
金融機関	⑬ 金融機関コード	⑭ 支店コード	(フリガナ) ネンキン	銀行	(フリガナ) タカイド	本店	⑮預金種別	⑯ 口座番号(左詰めで記入)				
ゆうちょ銀行	◆	◆	年 金	信 流 通 滞 信	高井戸	支店	1. 普通	1 2 3 4 5 6 7				
	⑰預金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明									
	記号(左詰めで記入)		※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。									
	番号(右詰めで記入)		※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください ※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。									
	⑱支払局コード		年金銀行印 高井戸支店									

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

⑲ 加 算 額 の 対 象 者	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金		氏 名 (名) 年金 (フリガナ) ネンキン (氏) 年金		⑳ 生年月日 年 年 月 月 日 日		㉑ 障害の状態 障害の状態に ある ◆ ない		㉒ 診 ◆ 障 害 の 状 態 に あ る ・ な い		連絡欄		
	(フリガナ) ネンキン (氏) 一郎		(フリガナ) イチロウ (氏) 一郎		年 年 7 2 1 0 8 1 0		障害の状態に ある ◆ ない		障害の状態に ある ◆ ない		障害の状態に ある ◆ ない		
(フリガナ) ネンキン (氏) 京子		(フリガナ) キヨウコ (氏) 京子		年 年 7 2 3 1 0 3 1		障害の状態に ある ◆ ない		障害の状態に ある ◆ ない		障害の状態に ある ◆ ない			
(フリガナ) ネンキン (氏) 京子		(名)		年 年 7 1		障害の状態に ある ◆ ない		障害の状態に ある ◆ ない		障害の状態に ある ◆ ない			
㉓ 注意事項 ① 連絡欄 ② X線フィルムの送付 ③ 有・無 枚 ④ X線フィルムの返送 ⑤ 年 月 日													



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金請求書記載例

①あなたは、現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 受けている	2 受けていない	3 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
---------	----------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項を記入してください（年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください）。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等

④年金コードまたは共済組合等コード・年金種別			
1			
2			
3			
⑤他 年 金 種 別			

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

⑥上 外	⑦ 傷 病 名	⑧ 診 断 書	⑨ 有 年 数	⑩ 有 年	⑪ 第 三 者
上 外 1 2				元号	

⑫ 受給権発生年月日	⑬ 停止事由	⑭ 停 止 期 間	⑮ 条 文	失権事由	失 権 年 月 日
元号 年 月 日	元号 年 月	元号 年 月	0 1 3 7 0 0 1		

⑯ 他 制 度 満 了	⑰ 合 算 対 象 記 録 1	2	3
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
4	5	6	7
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
8	9	10	11
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月
12	13	14	15
元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月	元号 年 月 元号 年 月

⑲ 共済コード	共 濟 記 録 1	2
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
	3	4
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
	5	6
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
⑳	7	8
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算
		元号 年 月 日 元号 年 月 日 要件 計算

㉑ 摘 要	㉒ 追 加 区 分
-------	-----------

50  
時効区分

★ 市 区 町 村 か ら の 連絡事項	未 納 保 险 料 の 納 付	有 昭 和 ・ 平 成 年 月 分 か ら 無 昭 和 ・ 平 成 年 月 分 ま で	差 额 保 险 料 の 未 納 分 の 納 付	有 昭 和 ・ 平 成 年 月 分 か ら 無 昭 和 ・ 平 成 年 月 分 ま で
	保 险 料 の 追 納	有 昭 和 ・ 平 成 年 月 分 か ら 無 昭 和 ・ 平 成 年 月 分 ま で	檢 認 票 の 添 付	有 · 無



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金請求書記載例

⑤ 必 ず 記 入 し て く だ さ い	(1) 死亡した方の生年月日・住所 昭54年 11月 10日 住 所 〒168-8505 杉並区高井戸西3-5-24 (2) 死亡年月日 (3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称 (4) 傷病または負傷の発生した日 平成27年 11月 28日 急性心不全 平成27年 11月 18日 (5) 傷病または負傷の初診日 (6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因 (7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。 平成27年 11月 18日 1 はい 2 いいえ (8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したも 氏名 のであるときは、その者の氏名および住所 住 所 (9) 請求する方は、死亡した方の相続人になりますか。 1 はい 2 いいえ (10) 死亡した方は次の年金制度の被保険者、組合員または加入者となったことがありますか。あるときは番号を○で囲んでください。 1 国民年金法 2 厚生年金保険法 3 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） 4 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 5 国家公務員共済組合法 6 地方公務員等共済組合法 7 私立学校教職員共済法 8 旧市町村職員共済組合法 9 地方公務員の退職年金に関する条例 10 恩給法				
	(11) 死亡した方は、⑩欄に 1 はい 受けていたときは、その制度名と年金証書の基礎年金番号および年金コード等を示す年金制度から年金を受けていましたか。 2 いいえ				
⑥	(1) 死亡した方が次の年金または恩給のいずれかを受けることができたときはその番号を○で囲んでください。 1 地方公務員の恩給 2 恩給法（改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。）による普通恩給 3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付				
	(2) 死亡した方が昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。				
	1 死亡した方の配偶者が⑩の⑩欄（国民年金を除く。）に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間 2 死亡した方の配偶者が⑩の⑩欄（国民年金を除く。）および⑩欄に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間 3 死亡した方または配偶者が⑩の⑩欄（国民年金を除く。）に示す制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間 4 死亡した方または配偶者が⑩の⑩欄（国民年金を除く。）および⑩欄に示す制度から障害年金を受けることができた期間 5 死亡した方または配偶者が戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金を受けることができた期間 6 死亡した方が⑩の⑩欄（国民年金を除く。）および⑩欄に示す制度から遺族に対する年金を受けることができた期間 7 死亡した方が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金または未帰還者留守家族手当もしくは特別手当を受けることができた期間 8 死亡した方または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間 9 死亡した方が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間				
	(3) 死亡した方が国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入したが、保険料を納付しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。				
	1 死亡した方が日本国内に住所を有さなかった期間 2 死亡した方が日本国内に住所を有していた期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間 3 死亡した方が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生であった期間 4 死亡した方が昭和61年4月以後の期間において下に示す制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間 ただし、エからサに示す制度の退職事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。 イ 厚生年金保険法 ウ 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） ウ 恩給法 エ 国家公務員共済組合法 オ 地方公務員等共済組合法（ケを除く） カ 私立学校教職員共済法 キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 ク 国会議員互助年金法 ケ 地方議会議員共済会 コ 地方公務員の退職年金に関する条例 サ 改正前の執行官法附則第13条				
	(4) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。 1 はい 2 いいえ				
	(5) 昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。 1 はい 2 いいえ				
	(6) 死亡の原因是業務上ですか。 (7) 労災保険から給付が受けられますか。 (8) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。 1 はい 2 いいえ 1 はい 2 いいえ 1 はい 2 いいえ				



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金請求書記載例

生計維持証明			
生計同一関係	右の者は死亡者と生計を同じくしていたこと、および配偶者と子が生計を同じくしていたことを申し立てる。 (証明する。)		
	平成27年11月28日 請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24 (証明者) 氏名 年金 花子 (請求者との関係)		
収入関係	1 この年金を請求する方は次に答えてください。 (1)請求者(名: 花子)について年収は、850万円未満ですか (はい・いいえ) ( )印 (2)請求者(名: 一郎)について年収は、850万円未満ですか (はい・いいえ) ( )印 (3)請求者(名: 京子)について年収は、850万円未満ですか (はい・いいえ) ( )印 2 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入がこの年金の受給権発生当時以降おむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。	※確認印	*年金事務所の確認事項
			ア 健保等被扶養者(第三号被保険者) イ 加算額または加給年金額対象者 ウ 国民年金保険料免除世帯 エ 義務教育終了前 オ 高等学校等在学中 カ 源泉徴収票・非課税証明等
平成 年 月 日 提出			
(※) 平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。			

⑦履歴(公的年金制度加入経過)		請求者の自宅の電話番号( 03)-(1234)-(XXXX)	請求者の勤務先の電話番号( 03)-(5678)-(XXXX)
※できるだけくわしく、正確に記入してください。			
(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときは、その船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類
最初	杉並区高井戸西3-5-24	平14.4.19 から . . . まで	国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
2		・ から ・ まで	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
3		・ から ・ まで	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
13		・ から ・ まで	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
⑧死亡した方が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1.はい 2.いいえ	
「はい」と答えた方は、保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。			
その保険料を納めた期間を記入してください。		昭和・平成 年 月 日から昭和・平成 年 月 日	
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。		(記号)	(番号)



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）記載例

年金受給選択申出書												株式第201号																																												
(選択関係にある二つ以上の年金を受けられるようになったときに停止の解除を申請する履歴及び生計維持申立)												日本年金機構																																												
												二次元コード																																												
※裏面の「年金受給選択申出に関するご確認事項」を必ずお読みください。 年金受給の選択は、将来に向かって変更することができます。																																																								
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。												平成 年 月 日 提出																																												
①	個人番号 (または基礎年金番号)																																																							
②	選択方法	<p>下欄のアかイのうち、いずれかに○を付してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td colspan="10">国から支給される年金額を比較して、年金額が高い方を選択する ⇒③欄に年金額の高い年金コード、④欄にそれ以外の年金コードをご記入ください。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="10">選択する年金を具体的に指定する ⇒③欄に選択する年金コード、④欄にそれ以外の年金コード、⑥欄に受ける年金を指定する理由をご記入ください。</td> </tr> </table> <p>(注)額の比較にあたっては、企業年金などの支給の有無や金額は考慮されません。国の年金以外に企業年金など支給される場合で、その支給の有無や金額について考慮を不要とする場合は(ア)をご記入ください。</p> <p>(注)企業年金や特例年金などを支給する年金以外の要素を考慮した結果、国が支給する年金のうち年金額が低い方を選択する場合は年金額の高低にかかわらず受給する年金の種別が決まっている場合(イ)をご記入ください。</p>											ア	国から支給される年金額を比較して、年金額が高い方を選択する ⇒③欄に年金額の高い年金コード、④欄にそれ以外の年金コードをご記入ください。										イ	選択する年金を具体的に指定する ⇒③欄に選択する年金コード、④欄にそれ以外の年金コード、⑥欄に受ける年金を指定する理由をご記入ください。																															
ア	国から支給される年金額を比較して、年金額が高い方を選択する ⇒③欄に年金額の高い年金コード、④欄にそれ以外の年金コードをご記入ください。																																																							
イ	選択する年金を具体的に指定する ⇒③欄に選択する年金コード、④欄にそれ以外の年金コード、⑥欄に受ける年金を指定する理由をご記入ください。																																																							
③	選択する年金の年金証書の年金コード(支給停止の際を申請する年金)																																																							
④	選択する年金以外の年金証書の年金コード																																																							
⑤	65歳以上で障害給付の受給を選択する場合の併給方法	<p>下欄のアからエのうち、いずれかに○を付してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td colspan="10">障害基礎年金と障害厚生(共済)年金(※同一事由によるもの)</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="10">障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)、または、障害基礎年金(※)と遺族厚生年金(遺族共済年金)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td colspan="10">障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)の1/2と遺族厚生年金(遺族共済年金)の2/3</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td colspan="10">障害基礎年金の一部と遺族厚生年金(遺族共済年金)と旧老齢年金(旧退職年金)の一部</td> </tr> </table> <p>(注)イ、ウの「障害基礎年金」は、障害基礎年金または旧国民年金法の障害年金。 エの「障害基礎年金」は、障害基礎年金(継定替)または旧国民年金法の障害年金。</p>											ア	障害基礎年金と障害厚生(共済)年金(※同一事由によるもの)										イ	障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)、または、障害基礎年金(※)と遺族厚生年金(遺族共済年金)										ウ	障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)の1/2と遺族厚生年金(遺族共済年金)の2/3										エ	障害基礎年金の一部と遺族厚生年金(遺族共済年金)と旧老齢年金(旧退職年金)の一部									
ア	障害基礎年金と障害厚生(共済)年金(※同一事由によるもの)																																																							
イ	障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)、または、障害基礎年金(※)と遺族厚生年金(遺族共済年金)																																																							
ウ	障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)の1/2と遺族厚生年金(遺族共済年金)の2/3																																																							
エ	障害基礎年金の一部と遺族厚生年金(遺族共済年金)と旧老齢年金(旧退職年金)の一部																																																							
⑥	備考																																																							
⑦	生計維持申立	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加算額・加給年金額の対象者の氏名</th> <th>生年月日</th> <th>受給権者との続柄</th> <th>障害の状態にありますか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>明治・昭和 大正・平成</td> <td>年月日</td> <td><input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>明治・昭和 大正・平成</td> <td>年月日</td> <td><input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>明治・昭和 大正・平成</td> <td>年月日</td> <td><input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の加算額・加給年金額の対象者は、加算の対象となったときから引き続き生計を維持していることを申し立てます。</p>											加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか		明治・昭和 大正・平成	年月日	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない		明治・昭和 大正・平成	年月日	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない		明治・昭和 大正・平成	年月日	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない																												
加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか																																																					
	明治・昭和 大正・平成	年月日	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない																																																					
	明治・昭和 大正・平成	年月日	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない																																																					
	明治・昭和 大正・平成	年月日	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない																																																					
⑧	住所	〒□□□-□□□																																																						
⑨	(フリガナ) 氏名											印																																												
⑩	生年月日	明治・昭和 大正・平成	年	月	日																																																			
⑪	連絡先の電話番号	( ) - ( ) - ( )																																																						



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金裁定請求の遅延に関する申立書記載例

### 年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、**国民年金遺族基礎年金**について、下記の理由により請求を行っていなかつたことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) を付けてください。

- 年金を請求することができると知らなかつた。
  - 年金制度について、よく理解していなかつた。
  - 以下の理由によります。
- 

平成 **27** 年 **11** 月 **7** 日

厚生労働大臣 様

住所 **東京都千代田区霞が関 1-2-2**

氏名 **年金 太郎** 印



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 生計同一関係に関する申立書

遺族年金 未支給 一時金

配偶者・子 別紙2

### 生計同一関係に関する申立書

#### 1 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

---

---

---

---

---

#### 2 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

---

---

---

---

---

#### 3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

⑦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

⑧ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

⑨ 経済的援助の内容

---

---

---

---

---



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 生計同一関係に関する申立書

#### 4 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

## ⑦ 音信の手段 ( )

① 訪問回数 (年・月・週 約 回程度)

#### ウ 音信・訪問の内容

---

---

---

---

## 5 生計同一関係にあったことの申立

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

私は、下記②の者と、生計を同じくしております。

① 請求者の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ ※本人自署の場合には押印省略

② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 \_\_\_\_\_

## 6 第三者による証明欄

平成 年 月 日

上記 1 ~ 5 の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

### 住所

印）※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 事実婚関係に関する申立書

遺族年金 未支給 一時金

事実婚 別紙5

### 事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

#### 1 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

---

---

---

---

---

#### 2 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

---

---

---

---

---

#### 3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

⑦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

⑧ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

⑨ 経済的援助の内容

---

---

---

---

---



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 事実婚関係に関する申立書

### ④ 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

⑦ 音信の手段 ( )

⑧ 訪問回数 ( 年・月・週 約 \_\_\_\_\_ 回程度)

⑨ 音信・訪問の内容

---

---

---

---

---

### ⑤ 婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたことの申立

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って、夫婦としての共同生活を営んでいたため、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 ※本人自署の場合には押印省略可能

② 配偶者の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### ⑥ 第三者による証明欄

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記 ① ~ ⑤ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿

## –遺族（請求者）の範囲–

= 「三親等の傍系血族」

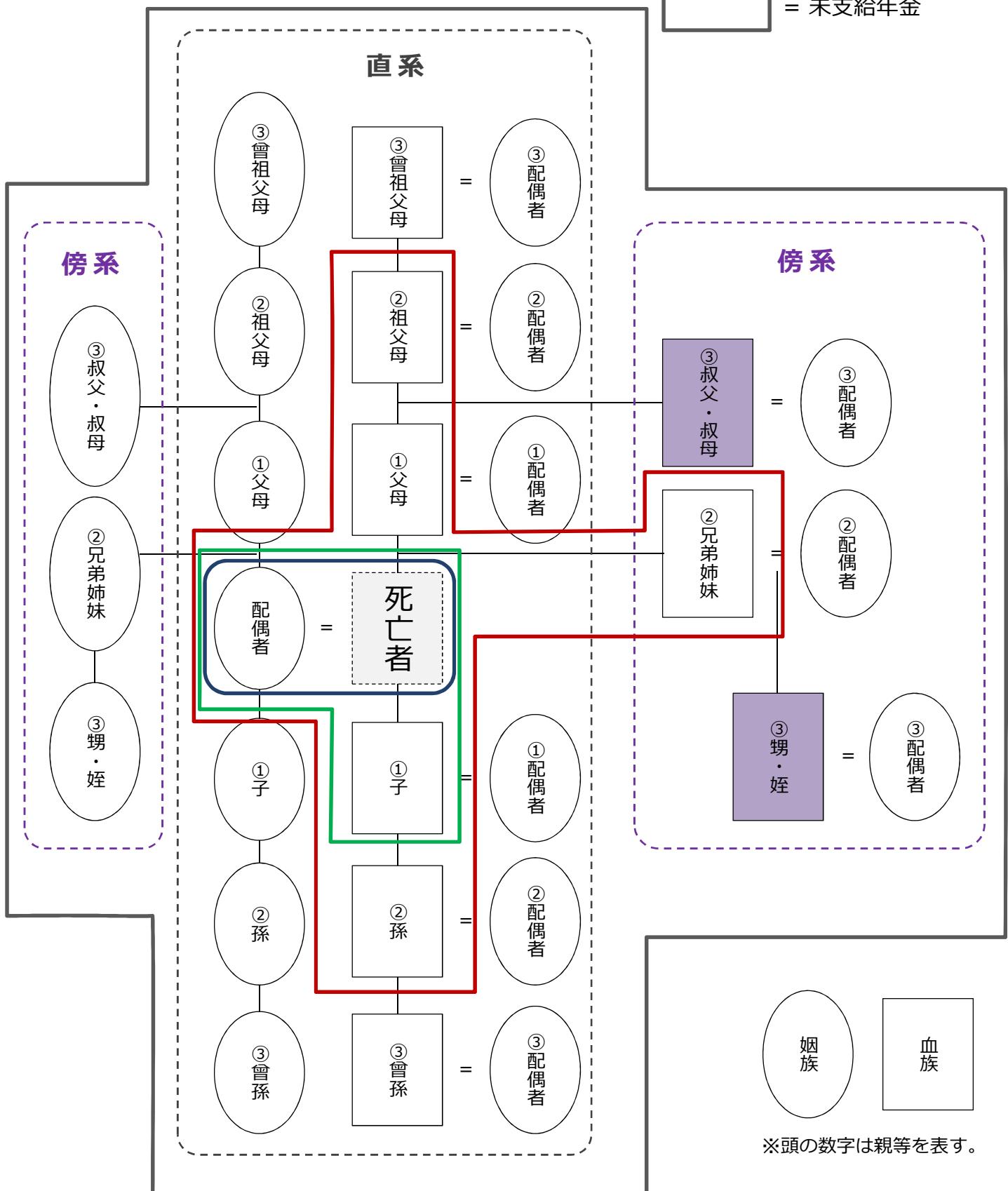
※ 死亡者および請求者の三親等内の親族は、第三者証明の認証が不可能。

= 寡婦年金

= 遺族基礎年金

= 死亡一時金

= 未支給年金



※頭の数字は親等を表す。

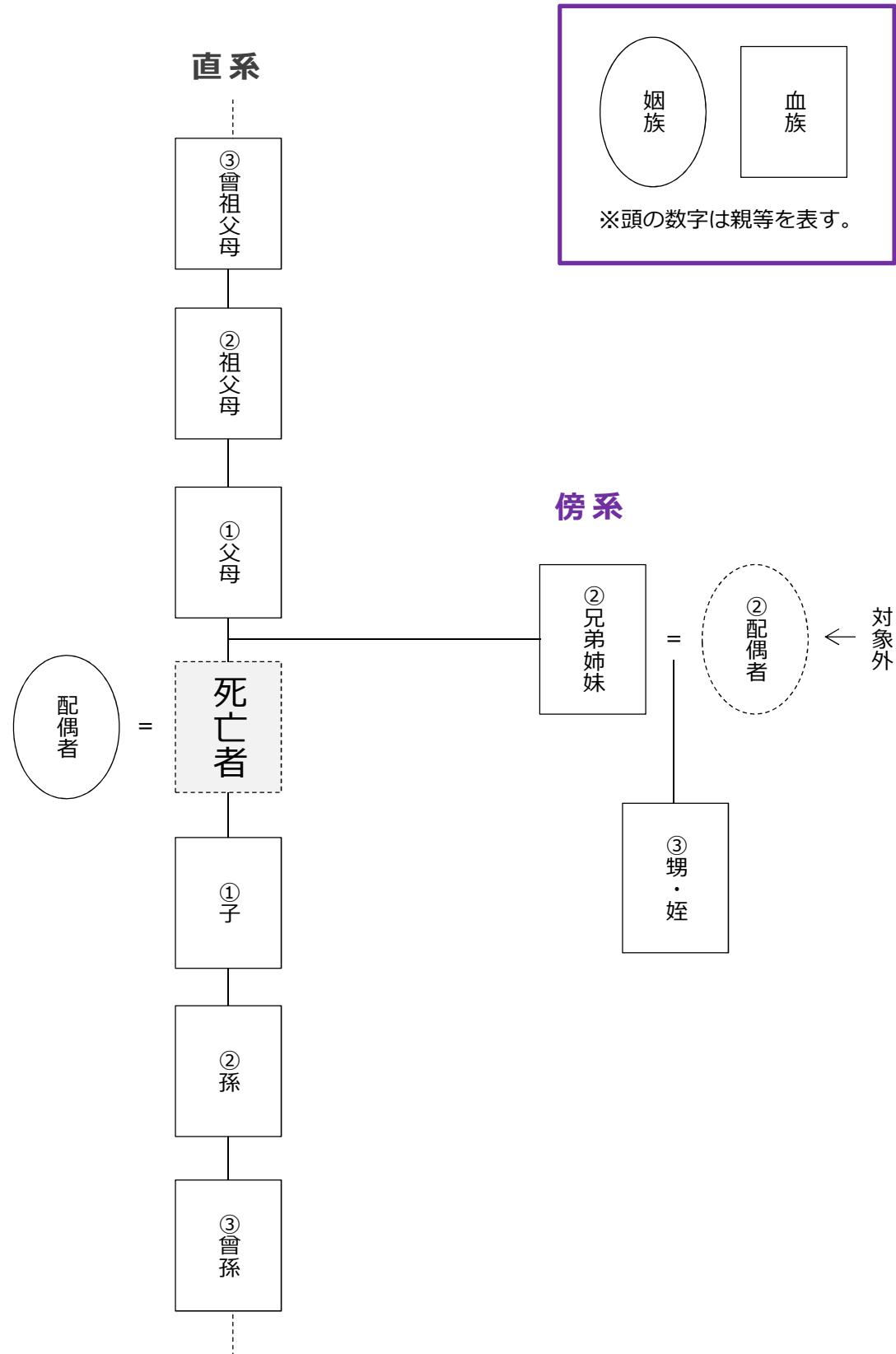
# - 法定相続人の範囲 -

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属（子、孫、曾孫など）

第2順位：直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）

第3順位：兄弟姉妹



# —年齢早見表— (平成30年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和3	1928	90
昭和4	1929	89
昭和5	1930	88
昭和6	1931	87
昭和7	1932	86
昭和8	1933	85
昭和9	1934	84
昭和10	1935	83
昭和11	1936	82
昭和12	1937	81
昭和13	1938	80
昭和14	1939	79
昭和15	1940	78
昭和16	1941	77
昭和17	1942	76
昭和18	1943	75
昭和19	1944	74
昭和20	1945	73
昭和21	1946	72
昭和22	1947	71
昭和23	1948	70
昭和24	1949	69
昭和25	1950	68
昭和26	1951	67
昭和27	1952	66
昭和28	1953	65
昭和29	1954	64
昭和30	1955	63
昭和31	1956	62
昭和32	1957	61

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和33	1958	60
昭和34	1959	59
昭和35	1960	58
昭和36	1961	57
昭和37	1962	56
昭和38	1963	55
昭和39	1964	54
昭和40	1965	53
昭和41	1966	52
昭和42	1967	51
昭和43	1968	50
昭和44	1969	49
昭和45	1970	48
昭和46	1971	47
昭和47	1972	46
昭和48	1973	45
昭和49	1974	44
昭和50	1975	43
昭和51	1976	42
昭和52	1977	41
昭和53	1978	40
昭和54	1979	39
昭和55	1980	38
昭和56	1981	37
昭和57	1982	36
昭和58	1983	35
昭和59	1984	34
昭和60	1985	33
昭和61	1986	32
昭和62	1987	31

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和63	1988	30
昭和64／平成元	1989	29
平成2	1990	28
平成3	1991	27
平成4	1992	26
平成5	1993	25
平成6	1994	24
平成7	1995	23
平成8	1996	22
平成9	1997	21
平成10	1998	20
平成11	1999	19
平成12	2000	18
平成13	2001	17
平成14	2002	16
平成15	2003	15
平成16	2004	14
平成17	2005	13
平成18	2006	12
平成19	2007	11
平成20	2008	10
平成21	2009	9
平成22	2010	8
平成23	2011	7
平成24	2012	6
平成25	2013	5
平成26	2014	4
平成27	2015	3
平成28	2016	2
平成29	2017	1

# — 年齢早見表 — (平成29年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和2	1927	90
昭和3	1928	89
昭和4	1929	88
昭和5	1930	87
昭和6	1931	86
昭和7	1932	85
昭和8	1933	84
昭和9	1934	83
昭和10	1935	82
昭和11	1936	81
昭和12	1937	80
昭和13	1938	79
昭和14	1939	78
昭和15	1940	77
昭和16	1941	76
昭和17	1942	75
昭和18	1943	74
昭和19	1944	73
昭和20	1945	72
昭和21	1946	72
昭和22	1947	70
昭和23	1948	69
昭和24	1949	68
昭和25	1950	67
昭和26	1951	66
昭和27	1952	65
昭和28	1953	64
昭和29	1954	63
昭和30	1955	62
昭和31	1956	61

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和32	1957	60
昭和33	1958	59
昭和34	1959	58
昭和35	1960	57
昭和36	1961	56
昭和37	1962	55
昭和38	1963	54
昭和39	1964	53
昭和40	1965	52
昭和41	1966	51
昭和42	1967	50
昭和43	1968	49
昭和44	1969	48
昭和45	1970	47
昭和46	1971	46
昭和47	1972	45
昭和48	1973	44
昭和49	1974	43
昭和50	1975	42
昭和51	1976	41
昭和52	1977	40
昭和53	1978	39
昭和54	1979	38
昭和55	1980	37
昭和56	1981	36
昭和57	1982	35
昭和58	1983	34
昭和59	1984	33
昭和60	1985	32
昭和61	1986	31

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和62	1987	30
昭和63	1988	29
昭和64／平成元	1989	28
平成2	1990	27
平成3	1991	26
平成4	1992	25
平成5	1993	24
平成6	1994	23
平成7	1995	22
平成8	1996	21
平成9	1997	20
平成10	1998	19
平成11	1999	18
平成12	2000	17
平成13	2001	16
平成14	2002	15
平成15	2003	14
平成16	2004	13
平成17	2005	12
平成18	2006	11
平成19	2007	10
平成20	2008	9
平成21	2009	8
平成22	2010	7
平成23	2011	6
平成24	2012	5
平成25	2013	4
平成26	2014	3
平成27	2015	2
平成28	2015	1

# – 特別支給の老齢厚生年金について –



## 受け取るための要件

- ・男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・老齢基礎年金の受給資格期間（原則として10年）があること。
- ・厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。



## 例示

【男性】昭和16年4月1日以前、【女性】昭和21年4月1日以前		
60歳	報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金
	定額部分	70歳 老齢基礎年金
【男性】昭和16年4月2日～昭和18年4月1日、【女性】昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		
60歳	報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金
61歳	定額部分	70歳 老齢基礎年金
【男性】昭和18年4月2日～昭和20年4月1日、【女性】昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		
60歳	報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金
62歳	定額部分	70歳 老齢基礎年金
【男性】昭和20年4月2日～昭和22年4月1日、【女性】昭和25年4月2日～昭和27年4月1日		
60歳	報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金
63歳	定額部分	70歳 老齢基礎年金

# – 特別支給の老齢厚生年金について –

【男性】昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、【女性】昭和27年4月2日～昭和29年4月1日

60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
64歳	定額部分	老齢基礎年金

【男性】昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】昭和29年4月2日～昭和33年4月1日

60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
		老齢基礎年金

【男性】昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】昭和33年4月2日～昭和35年4月1日

61歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
		老齢基礎年金

【男性】昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、【女性】昭和35年4月2日～昭和37年4月1日

62歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
		老齢基礎年金

【男性】昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、【女性】昭和37年4月2日～昭和39年4月1日

63歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
		老齢基礎年金

【男性】昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、【女性】昭和39年4月2日～昭和41年4月1日

64歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
		老齢基礎年金

【男性】昭和36年4月2日以後、【女性】昭和41年4月2日以後

65歳	70歳
老齢厚生年金	
	老齢基礎年金

# – 年金請求窓口のご確認ほか –



## 年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、亡くなられた日において加入していた被保険者区分によって、年金請求窓口は以下のようになっております。

亡くなられた日における被保険者区分	請求窓口
第1号被保険者	当市区町村窓口
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	年金事務所
未加入者（60歳以上65歳未満）	年金事務所



## 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
○○年金事務所	00-0000-0000	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時
○○市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：○○時～○○時 土日祝：○○時～○○時

# – 年金請求窓口のご確認ほか –

## ☑ 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号 被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先経 由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

⇒ 老-No.10

# －年金額の推移－

種別	年月	平成24.4~ (物価スライド)	平成25.10~ (特例水準解消)	平成26.4~ (物価スライド) (特例水準解消)	平成27.4~ (物価スライド) (特例水準解消) (マクロ経済 スライド)	平成29.4~ (物価スライド)	
		年額	年額	年額	年額	年額	
老 齢 基 礎 年 金	-	(定額分) 786,500円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 778,500円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 772,800円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 780,100円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 779,300円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	
障 害 基 礎 年 金	1級	983,100円	973,100円	966,000円	975,100円	974,125円	
	2級	786,500円	778,500円	772,800円	780,100円	779,300円	
	子の加算 (1人)	226,300円	224,000円	222,400円	224,500円	224,300円	
	3人目以後	75,400円	74,600円	74,100円	74,800円	74,800円	
遺 族 基 礎 年 金	配偶者に 支給する 額	子が1人	1,012,800円	1,002,500円	995,200円	1,004,600円	1,003,600円
	子が2人	1,239,100円	1,226,500円	1,217,600円	1,229,100円	1,227,900円	
	3人目以後	75,400円を加算	74,600円を加算	74,100円を加算	74,800円を加算	74,800円を加算	
	子に 支給する 額	子が1人	786,500円	778,500円	772,800円	780,100円	779,300円
	子が2人	1,012,800円	1,002,500円	995,200円	1,004,600円	1,003,600円	
	3人目以後	75,400円を加算	74,600円を加算	74,100円を加算	74,800円を加算	74,800円を加算	
寡婦年金	計算方法	夫が受ける老齢年金・老齢基礎年金額×4分の3					
死 亡 一 時 金	定 額 給 付	36ヵ月以上 180ヵ月未満	120,000円				
		180ヵ月以上 240ヵ月未満	145,000円				
		240ヵ月以上 300ヵ月未満	170,000円				
		300ヵ月以上 360ヵ月未満	220,000円				
		360ヵ月以上 420ヵ月未満	270,000円				
		420ヵ月以上	320,000円				

余白

## 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金請求書記載例

届書コード		処理区分コード	年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)				様式第110号				
7 3 2 1		届書									
① 進達番号		年金コード		二次元コード							
		6 4									
② 被保険者(死亡した方)生年月日		明・大・平 1 3 5 7		年月日 5 4 1 1 1 0							
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。											
請求者	③ 個人番号(または基礎年金番号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 2				⑤ 別紙区分	⑥ 未保	⑦ 支保	⑧ 受数	
	④ 生年月日		昭 5 7	年月日 2 1 0 8 1 0	送信						
	⑨ 氏名		(フリガナ) 年金	(名) 一郎	印	⑩ 続柄 性別	子	◆ 3	1 男	2 女	
	⑪ 住所の郵便番号		⑫ 住所	住所コード 1680071	(フリガナ) スギナミ 杉並	市 区 町 丁	タカイドニシ3-5-24 高井戸西3丁目5番24号				
	⑭ 年金受取機関		(フリガナ)		ネンキン イチロウ						
	⑮ 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局)		口座名義人 氏名		年金 一郎						
年金送金先	⑯ 金融機関コード	⑯ 支店コード	(フリガナ) 年金	銀行 金 信 農 信 信 漁	⑯ 預金種別	本店	支店	1.普通	0 0 0 0 0 0 0	⑯ 口座番号(左詰めで記入)	
	◆	◆	ネンキン	タカイド	高井戸	山根町 本所 支所	2.当座				
	⑯ 貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明								
	記号(左詰めで記入)		記明は不要です。								
	番号(右詰めで記入)		申請者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認して 貯金預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。								
	⑯ 支払局コード 0 1 0 1 6 0		※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。								
① 加算額の対象者			氏名		⑯ 生年月日	障害の状態		⑯ 診			
18歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある子(昭和52年4月1日以前に生まれた子については18歳未満の子)、および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子			(フリガナ) ネンキン 年金	(名) キヨウコ 京子(※)	昭 5 7 2 3 1 0 3 1	年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆			
			(フリガナ)	(名)	昭 5 7	年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆			
			(フリガナ)	(名)	昭 5 7	年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆			
② あなたは、現在、公的年金制度等(記入上の注意5参照)から年金をうけていますか。○で囲んでください。											
1. 受けている		2. 受けていない	3. 請求中	制度名(共済組合名等)			年金の種類				
受けていると答えた方は、下欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。											
制度名(共済組合名等)		年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等							
			・								
			・								
			・								
「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。											
※記載例の場合、年金京子さんについても、											



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 年金請求書記載例

\*過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

厚生年金保険	_____	国民年金	_____
船員保険	_____		

(2) 死亡した方の氏名を記入してください。	(フリガナ)	ネンキン	タロウ	性別 (名) 太郎
	(氏)	年金	太郎	

上外	25 傷病名	26 診断書	27 有年数	28 有年	第三者	元号
上外 1 2	_____	_____	_____	_____	_____	

29 受給権発生年月日	30 停止事由	31 停止期間	32 条文	失権事由	失権年月日
元号 年 月 日	元号 年 月	元号 年 月	0 1 3 7 0 0 1	年 月 日	年 月 日

33 摘要						
-------	--	--	--	--	--	--

34 時効区分	送信
---------	----

注) 1. この請求書は、遺族基礎年金を受けることができる方が2人以上あるとき使用してください。

2. この請求書は、請求書(様式第108号)に添えて提出してください。

届書コード	届書	① 進達番号	② 生年月日	③ 年金種別	届書
7 9 1		明・大・昭・平 1 3 5 7	_____	遺族 64	
完了処理	④ 完了表示	1 完了	_____	送信	



## 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 生計同一関係に関する申立書

遺族年金 未支給 一時金

配偶者・子以外

## 生計同一関係に関する申立書

## 1 同居についての申立

※①と②は同居していたが住民票上の住所が異なっていた場合には記入

2 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

⑦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

④ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

ウ 上記⑦で「あり」の場合にはその金額（年・月・約　　円程度）



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 生計同一関係に関する申立書

### ③ 生計同一関係にあったことの申立

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

私は、下記②の者と、生計を同じくしておりました。

#### ① 請求者の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ ※本人自署の場合には押印省略可能

#### ② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (①との続柄： )

### ④ 第三者による証明欄

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

上記 ① ~ ③ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 遺族年金失権届

届書コード	処理区分コード	届書
8 5 0	302:新船保 002:その他の制度 502:新・旧法船期 402:共済	

### 遺族年金失権届

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左記でご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード		個人番号(または基礎年金番号)										年金コード				
		明	大	昭	平	年	月	日								
② 生年月日		1・3・5・7														
③ 失権の事由に該当した年月日		昭和・平成														
④ 失権の事由	※ 07	ア 婚姻(事実上の関係を含む)した。 イ 直系血族または直系姻戚以外の者の養子(事実上の関係を含む)となった。 ウ 離縁 エ 受給権者の障害の程度がよくなった。 オ 18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した子・孫の障害の程度がよくなった。 (昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上) カ 受給権を取得した当時、55歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。 キ 受給権を取得した当時、60歳未満であった父母・祖父母の障害の程度がよくなった。 ク 受給権を取得した当時 60歳未満であった兄弟姉妹(18歳到達日以後の最初の3月31日を終了した者に限る。)の障害の程度がよくなった。(昭和52年4月1日以前に生まれた者については18歳以上) ケ 被保険者または被保険者であった者の死亡当時、胎児であった子が生まれた。 コ 先順位の受給権者の所在が明らかとなった。 サ 遺児年金の受給権者が父または母と生計同一となった。 シ 老齢基礎年金の受給権が発生したことにより寡婦年金が受けられなくなった。														
	09															
	10															
	50															
	52															
⑤ 氏名		(フリガナ)														
		(氏)					(名)									
⑥ 郵便番号																
⑦ 住所		※住所コード				(フリガナ)				市町村				連絡		

平成 年 月 日提出 自宅の電話番号 ( ) - ( ) - ( )

#### 記入上の注意

- ※印欄は、記入しないでください。
- ②の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。たとえば、昭和9年1月6日生まれの場合は、

「

明	大	昭	平	年	月	日
1	3	5	7	0	9	0

」

- ③には、④のアからシまでのいずれかに該当した年月日をご記入ください。
- ④は、該当しているところの記号(ア、イ、ウ等)を○印で囲んでください。
- 失権の事由がアからウに該当する方は、変更となった氏名、住所を⑤～⑦にご記入ください。
- ⑤、⑦のフリガナは、カタカナではっきりとご記入ください。
- 本人が自ら署名する場合、押印は不要です。

#### この届書に添えなければならない書類

- 年金証書。年金証書を添えることができないときは、その事由書。
- 個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合は、マイナンバー及び身元(実存)確認ができる書類。例)個人番号カード(マイナンバーカード)等

市区町村  
受付年月日

実施機関等  
受付年月日



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 遺族年金受給権者氏名変更理由届

### 遺族年金受給権者氏名変更理由届

① 個人番号（または基礎年金番号）および年金コード	個人番号（または基礎年金番号）（※左詰め記入）	年金コード
② 生年月日	明 大 昭 平	年 月 日
③ 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)
④ 変更の理由	a. 婚姻前の氏（旧姓）に戻したため b. 直系血族又は直系姻族の養子となったため c. その他（ ）	
⑤ 備考		

平成 年 月 日 提出  
 郵便番号 -  
 住 所  
 受給権者名 (フリガナ)  
 氏 名 ㊞  
 自宅の電話番号 ( ) - ( ) - ( )

#### 記入上の注意

- ④は、該当する理由の記号を○印で囲んでください。「その他」の場合は、具体的に（ ）内に記入してください。
- 受給権者が自ら署名する場合には、押印は不要です。

#### 提出にあたっての注意

- 氏名を変更した日から 10 日以内（遺族基礎・寡婦年金の受給者の場合は 14 日以内）に提出してください。

※この届出書を提出いただけない場合、年金の支払いが一時止まることがありますのでご注意ください。

- 氏名の変更の理由が「婚姻」、「直系血族及び直系姻族以外の者との養子縁組」又は「死亡した方との養子縁組の解消」の場合、遺族年金失権届の提出が必要となります。遺族年金失権届を提出する場合、この届出の提出は必要ありません。

#### この届書に添えなければならない書類

- 戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにする書類
- 記入されたマイナンバー（個人番号）は、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要なため、以下の（1）または（2）を提出してください。
  - マイナンバーカード（個人番号カード）※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
  - 以下の2種類（⑦と①1種類ずつ）を提出してください。
    - マイナンバーカードが記載されている書類から1種類  
住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード
    - 身元（実存）確認のできる書類から1種類  
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

#### 【窓口で提出される場合】

上記（1）マイナンバーカードまたは（2）の⑦と①1種類ずつの原本を提示してください。

#### 【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは（2）の⑦と①1種類ずつのコピーを提出してください。

日本年金機構  
受付年月日